

令和7年9月2日  
土木部交通安全自転車課

## 世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例

### 1 主旨

令和7年2月の公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会で報告した「区レンタサイクル事業の廃止及び民間シェアサイクル事業への完全移行について」において、区レンタサイクル事業を廃止し、民間シェアサイクル事業へ完全移行することとした。

これを受けて、令和7年度中にレンタサイクル全てのポート運営を終了するため、世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する。

### 2 施行予定日

令和7年12月1日

### 3 条例案

別紙のとおり

### 4 事業終了に向けた取り組み

#### (1) これまでの取り組み

- ・令和7年3月より全ポートで年度内の事業終了の掲示を実施し、民間シェアサイクル各社のパンフレットを配布
- ・区のおしらせ「せたがや」6月1日号にて年度内の事業終了記事を掲載
- ・6月以降に各まちづくりセンターにて実施される高齢者向けのスマートフォン講座の会場にて民間シェアサイクル各社のパンフレットを配布
- ・7月より全ポートにて放置自転車のリサイクル販売先の情報及び区立駐輪場の利用方法を掲示

#### (2) 今後の取り組み（予定）

- ・9月より全ポートにて事業終了時期（11月末）を掲示
- ・9～11月に民間シェアサイクル事業者による区各ポートでのスマートフォン及び電動アシスト自転車を用いた使い方教室を開催
- ・12月以降指定管理者による未返却自転車の返却対応
- ・令和8年1月以降施設内のゲート等の撤去及び貸出用自転車を買取事業者へ引き渡し

※広報については区及び指定管理者のホームページでも合わせて実施

## 5 施設の跡地利用について

レンタサイクル事業跡地については、周辺の駐輪場利用状況等を踏まえるとともに、行政需要なども含めた跡地の有効活用について検討を行っていく。

	名称	敷地面積	地権者
レンタサイクルポート	三軒茶屋北	19.2 m <sup>2</sup>	区
	成城北第二	7.62 m <sup>2</sup>	区
コミュニティサイクルポート (通称：がやリン)	桜上水南	248.5 m <sup>2</sup>	区
	経堂駅前	290 m <sup>2</sup>	民間
	桜新町	232 m <sup>2</sup>	民間
	等々力	17.25 m <sup>2</sup>	東京都
	三軒茶屋中央	229 m <sup>2</sup>	国

## 6 今後のスケジュール (予定)

令和7年 9月 令和7年区議会第3回定例会 (条例廃止案)  
 11月30日 レンタサイクルの運営終了  
 12月 1日 施行  
 令和8年 3月 コミュニティサイクルポート設備の撤去完了

## 世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例

世田谷区立レンタサイクルポート条例（平成5年11月世田谷区条例第53号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の世田谷区立レンタサイクルポート条例（以下「廃止条例」という。）第10条の規定により自転車の返却義務を負っていた利用者（廃止条例第9条に規定する利用者をいう。）に係る廃止条例第10条の規定による自転車の返却及び廃止条例第11条の規定による損害の賠償については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に廃止条例第12条及び第14条（第1項第1号を除く。以下この項において同じ。）の規定により行われている指定管理者（廃止条例第4条第2項に規定する指定管理者をいう。）による管理及び業務等に関しては、廃止条例第12条及び第14条の規定は、この条例の施行後も、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。